

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	被留置者名簿ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部留置管理課	
個人情報ファイル等の利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するため	
記録項目	1 本籍、2 住居、3 職業、4 氏名（フリガナ）、5 生年月日、6 性別、7 外国人の使用言語、8 外国人の領事館通報の有無、9 逮捕日時、10 罪名、11 手口、12 罰条、13 逮捕種別、14 逮捕所属名、15 逮捕者職名、16 逮捕者階級、17 逮捕者氏名、18 犯罪事実の要旨、19 共犯者の有無、20 共犯者氏名、21 共犯者の留置警察署、22 委託留置、23 逮捕時の状況、24 逃走のおそれ、25 前科・前歴、26 暴力団等組織関係、27 自傷・他害等のおそれ、28 薬物・アルコール等の影響、29 疾病負傷関係、30 心理状態、31 性格等、32 家族関係、33 その他参考事項（外国人の場合の軍歴の有無、入場前の官弁支給の有無等）、34 送致予定	
記録範囲	千葉県警察に留置された者（被留置者）	
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取、処理に伴う調査、検察庁及び裁判所からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課 （所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ②https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—